



## 安全運転管理者による

## 運転者に対する**アルコール検知器**を用いた検査が**義務化**されます！

令和4年4月より、改正道路交通法施行規則が施行され、安全運転管理者による運転者の運転前後の目視等によるアルコールチェック及び確認内容を記録し、1年間保存することが義務化されました。

また、10月からは、アルコール検知器を用いて運転前後の酒気帯びの有無を確認すること及び検知器を常時有効に保持することが義務付けられました。

ただし、警察庁は、10月からのアルコール検知器の使用義務について、最近のアルコール検知器の供給状況等を踏まえ、「当分の間、安全運転管理者に対するアルコール検知器の使用義務化に係る規定を適用しないこと」としました。(2022年7月15日付)

これらの義務化に対しては、JD共済に多くの質問が寄せられております。

その中から、特に多かったお問い合わせについてご紹介いたしますので、ぜひ参考にしてください。

### Q1

安全運転管理者は、乗車定員が11人以上の自動車を1台以上使用している、またはその他の自動車を5台以上使用している場合に選任しなければならないが、「随伴車を3台使用して運転代行を営んでいる」場合は、アルコールチェックをしなくてもいいのか？

### A

運転代行業では、使用する随伴車の台数に関わらず、事業所ごとに安全運転管理者を選任しなければなりません。そのため、たとえ随伴車が1台であっても、安全運転管理者の業務である運転前後のアルコールチェックは必須です。

### Q2

どんなアルコール検知器を用意したらいいのか？

### A

警察庁からは、昨年11月に「アルコール検知器については、酒気帯びの有無を音、色、数値等により確認できるものであれば足り、特段の性能上の要件はないものとする」と通達が発出されています。ただし、「常時有効に保持すること」と定められているため、検知器が故障なく正常に作動するかを定期的に点検してください。



### Q3

アルコールチェックは、客車の運転者だけに実施したらいいのか？

### A

改正道路交通法施行規則では、「運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者に対し、酒気帯びの有無を確認すること」と規定されています。運転代行業とは、客車と随伴車の運転者がペアになって業務を行うため、双方の運転者がアルコールチェックの対象となります。



### Q4

確認した内容は、どのように様式に記録したらいいのか？

### A

特に、所定の様式はありません。運転日誌へする、または新たに記録用紙を作成し記録するといった方法があります。なお、JD共済のホームページから、「記載様式例」がダウンロードできますので、参考にしてください。

※あくまでも参考の様式であるため、使用される場合は、事前に管轄する公安委員会に確認を行ってください。

※記録簿は1年間保存してください。

「JD共済事務局へのお問い合わせ先」各部署の専門スタッフが、親切・丁寧・適正・迅速に対応いたします。

#### 契約専用のTEL・FAX

TEL	0120-21-4455	平日(月～金) 10:00～17:15
FAX	0120-25-9561 076-425-9561	24時間365日

#### 事故専用のTEL・FAX

TEL 24時間	0120-88-7654	夜間・休日は 事故受付センターが承ります
FAX	0120-88-2508 076-425-9633	24時間365日